

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		総合福祉センターの施設使用料の還付決定		
根拠例規及び条項		多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第5号。以下「条例」という。)第18条ただし書		
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年規則第43号。以下「規則」という。)第15第1項		
	基 準	規則に定めるところにより、次の条件への該当を審査するもの。 (1)専用使用者(条例第10条の規定に基づき使用する者に限る。(2)において同じ。)の責めに帰さない事由により使用できなかったこと。 (2)専用使用者が使用の前日5日までに使用許可の申請の取消しを申し出たこと。 (3)使用の前日までに使用許可の申請の変更を申し出た場合で、既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えること。		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成23年4月1日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 7日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成23年4月1日
備 考				